

第 5 回宮崎市上下水道事業経営審議会

経営シミュレーションに基づく
料金水準について



令和 5 年 11 月 9 日

1 料金に係る法律の規定

●上下水道料金は以下の法の定めに基づき決定しなければならない。

◎地方公営企業法（第17条の2：経費の負担原則）

- ・地方公営企業の経費は、一般会計で負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

◎地方公営企業法（第21条：料金）

- ・料金は公正妥当なもの。
- ・料金は能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるもの。

◎地方財政法（第6条：公営企業の経営）

- ・公営企業で政令で定めるもの（水道事業・公共下水道事業・病院事業等）
- ・特別会計を設け、経費は当該企業の経営に伴う収入をもつてこれに充てなければならない。（独立採算制）

◎下水道法（第20条：使用料）

- ・条例で定めるところにより、使用料を徴収することができる。
- ・使用料を定める原則

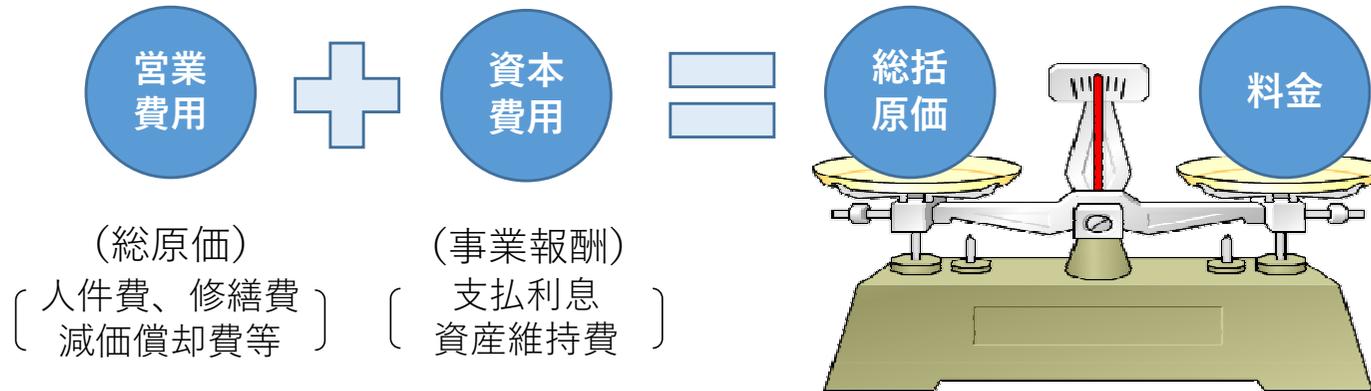
下水の量、水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当であること。
能率的な管理の下における適正な原価をこえないこと。

2 総括原価方式（水道事業）

●算定要領に基づく改定率の試算（令和7～11年度）



《総括原価方式のイメージ》



【算定式】 $((334.9\text{億円} + 107.9\text{億円}) \div 334.9\text{億円} - 1) \times 100 = 32.22\%$ (小数点第3位切り上げ)

《前回の審議結果》

上記シミュレーションにおける平均改定率は**32.22%**

※現在の社会経済情勢や市民生活への影響を考慮すると宮崎市には適さない。

3 留保資金の確保（水道事業）

- 投資・財政計画のローリング結果に基づいたシミュレーション（令和7～11年度）

※令和11年度末時点で30億円の留保資金を確保する場合

- 総収入と総費用から収支不足額を算出すると

- ・収益的収支と資本的収支を合計した収支不足額は251.3億円
- ・留保資金と企業債で補填しても**26億円**が不足

資金不足額
26.0億円



収入総額 386.0億円	水道料金 334.9億円		その他の収入 51.1億円	収支不足額 251.3億円	
支出総額 637.3億円	維持管理費 212.5億円	減価償却費 147.0億円	企業債元利償還金 108.1億円	建設改良費 169.7億円	

【算定式】 $((334.9\text{億円} + 26.0\text{億円}) \div 334.9\text{億円} - 1) \times 100 = 7.77\%$ (小数点第3位切り上げ)

《前回の審議結果》

上記シミュレーションにおける平均改定率は**7.77%**

※シミュレーションでは改定を行っても、その5年後には更に10%以上の改定が必要となるため、料金算定期間以後の状況も見据えた改定を行う必要がある。

●前回資料（第4回経営審議会【資料2】13ページ）より一部抜粋

①建設改良費

経営戦略策定時（H30年度）と比較して、事業の組み替え等により10億円の事業費を削減しており、これ以上の事業費の削減や計画の後ろ倒しは、安心・安全な水の供給に影響が生じる。
また、事業の組み替えに伴い、令和12年度以降も大規模な事業が控えている。

令和5年度投資・財政計画ローリングの投資計画の事業費を維持

②企業債

現在、企業債残高は減少傾向にあるものの他事業体と比べ高い状況にある。この要因は市町村合併や災害対応等によるものであると分析している。
また、企業債の借入額を増やせば資金は増えるが、プライマリーバランスを厳守しなければ健全経営とは言えず、将来世代への負担も考慮する必要がある。

●プライマリーバランスを厳守した企業債の活用を行う
●減少幅については検討の余地あり

《前回の審議結果》

- ・建設改良費については、水道水の安定供給を図るため、投資計画の**事業費削減は行わない**。
- ・企業債については、**プライマリーバランスを厳守**する一方で、**減少幅について検討の余地がある**ため、これを踏まえたシミュレーションを示す（次ページ）。

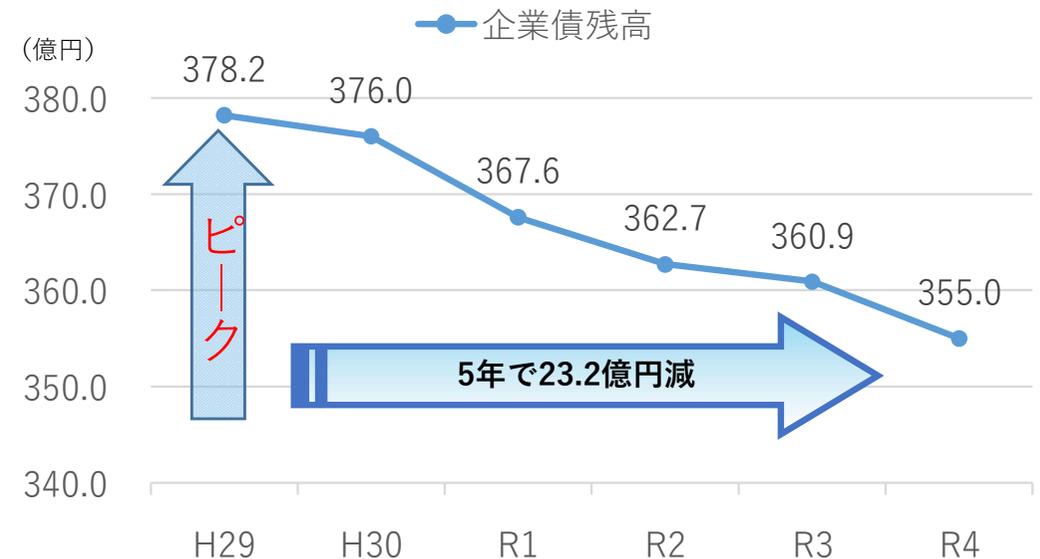
5 企業債（水道事業）

●企業債残高の推移

- ・平成29年度末から令和4年度末の間において年平均4.6億円減少。

●企業債の借入額調整

- ・改定率の抑制を図るため、企業債の借入額を増加させ、資金不足の解消に充てる。



①令和6年度以降、借入額を増加させ毎年2億円企業債残高を減少させた場合。

※令和16年度末企業債残高：328.4億円（R4比：26.6億円の減）

令和7年度の平均改定率

4.29%

令和12年度の平均改定率

19.73%

②令和6年度以降、借入額を増加させ毎年1.5億円企業債残高を減少させた場合。

※令和16年度末企業債残高：333.9億円（R4比：21.1億円の減）

令和7年度の平均改定率

3.40%

令和12年度の平均改定率

20.25%

《上下水道局の考え》

- ・後年度の改定率を抑制するため、**2つの時期の改定率を平準化**したシミュレーションを行う。（次ページ）

6 将来を見据えた改定率（水道事業）

- 企業債残高の減少幅を毎年2億円（又は1.5億円）に減らしたとしても、令和12年度以降に大幅な改定が見込まれることから、令和7年度と令和12年度以降の改定率の平準化が図られるよう調整する。

①借入額を増加させ、企業債残高を毎年2億円減少させた場合。



②借入額を増加させ、企業債残高を毎年1.5億円減少させた場合。



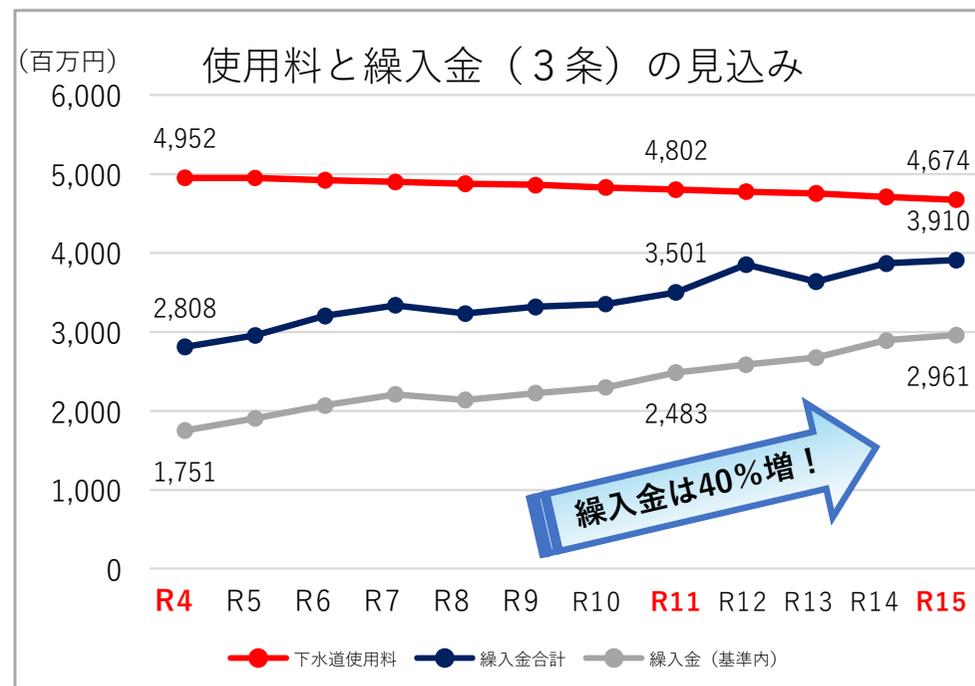
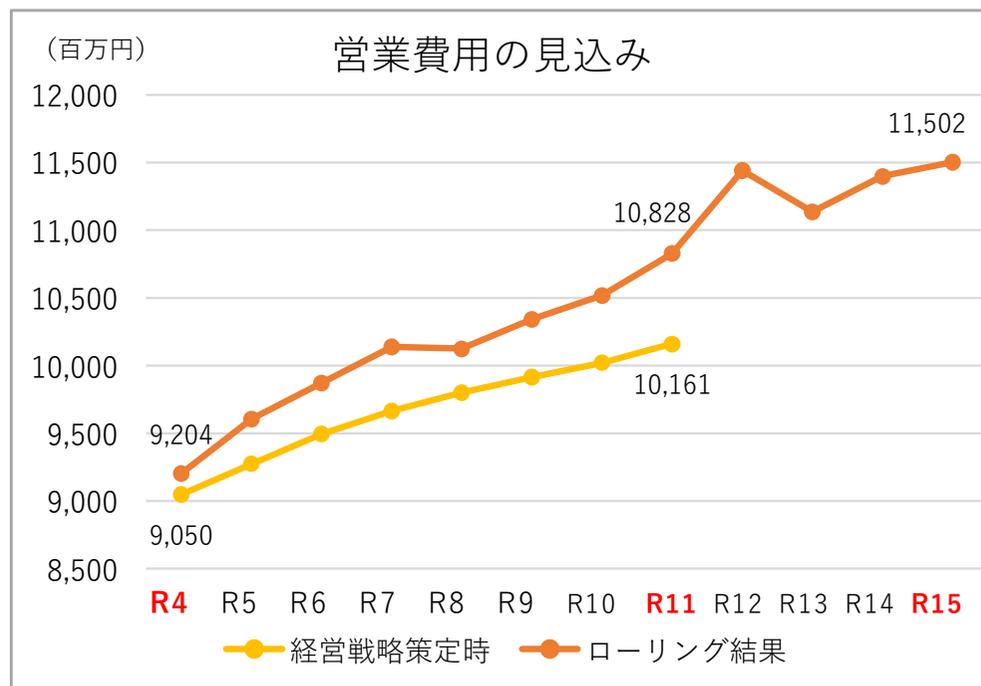
《上下水道局の考え》

- ・建設改良費については安定給水のために必要となる**事業費が確保**できる。
- ・企業債については残高の減少幅が現在よりも小さくなるが、**プライマリーバランスは厳守**できる。
- ・**市民生活への影響が最小限**となるように改定率を抑制した上で**資金は確保**され、**経営の健全化**が図られる。

7 使用料単価（公共下水道事業）

●本市における下水道使用料の課題

- ・使用料で汚水処理費用を賄えていない。
- ・一般会計繰入金に依存した経営であり、独立採算の原則に基づいていない。
- ・令和4年度の汚水処理原価は165円/m³だが、将来更なる増加が見込まれる。



《前回の審議結果》

- ・独立採算の原則に基づき、**使用料単価165円**に向けた改定を検討する。
- ・市税の有効活用（教育・福祉等での活用）を可能とするため、**一般会計繰入金**の削減に努める。

8 改定率（水道事業 公共下水道事業）

●水道料金と下水道使用料の合算改定率は以下の通りに試算される

【令和7年度改定率】

水道 \ 下水	15.97% (単価155円)	19.71% (単価160円)	23.45% (単価165円)
8.91% (企業債1.5億減の場合)	11.88%	13.45%	15.02%
9.43% (企業債2.0億減の場合)	12.18%	13.75%	15.32%

【令和12年度以降の改定率】

水道 \ 下水	6.46% (単価155円⇒165円)	3.13% (単価160円⇒165円)
8.91%	7.84%	6.33%
9.43%	8.13%	6.63%

【R7】一般家庭における上下水道料金（口径13ミリ 1か月20m³使用税込みの場合）

《参考》現行の上下水道料金は5,390円
(水道:2,959円、下水:2,431円)

6,041円 (+651円)	6,132円 (+742円)	6,223円 (+833円)
6,057円 (+667円)	6,148円 (+758円)	6,239円 (+849円)

【R12】一般家庭における上下水道料金
(口径13ミリ 1か月20m³使用税込みの場合)

6,510円 (+469円)	6,510円 (+378円)
6,544円 (+487円)	6,544円 (+396円)

(注意)

改定率を直接料金に乗じているので
改定後の料金はいくまで参考

8 改定率（水道事業 公共下水道事業）

【R7】 一般家庭における上下水道料金（口径13ミリ 1か月20m³使用税込みの場合）

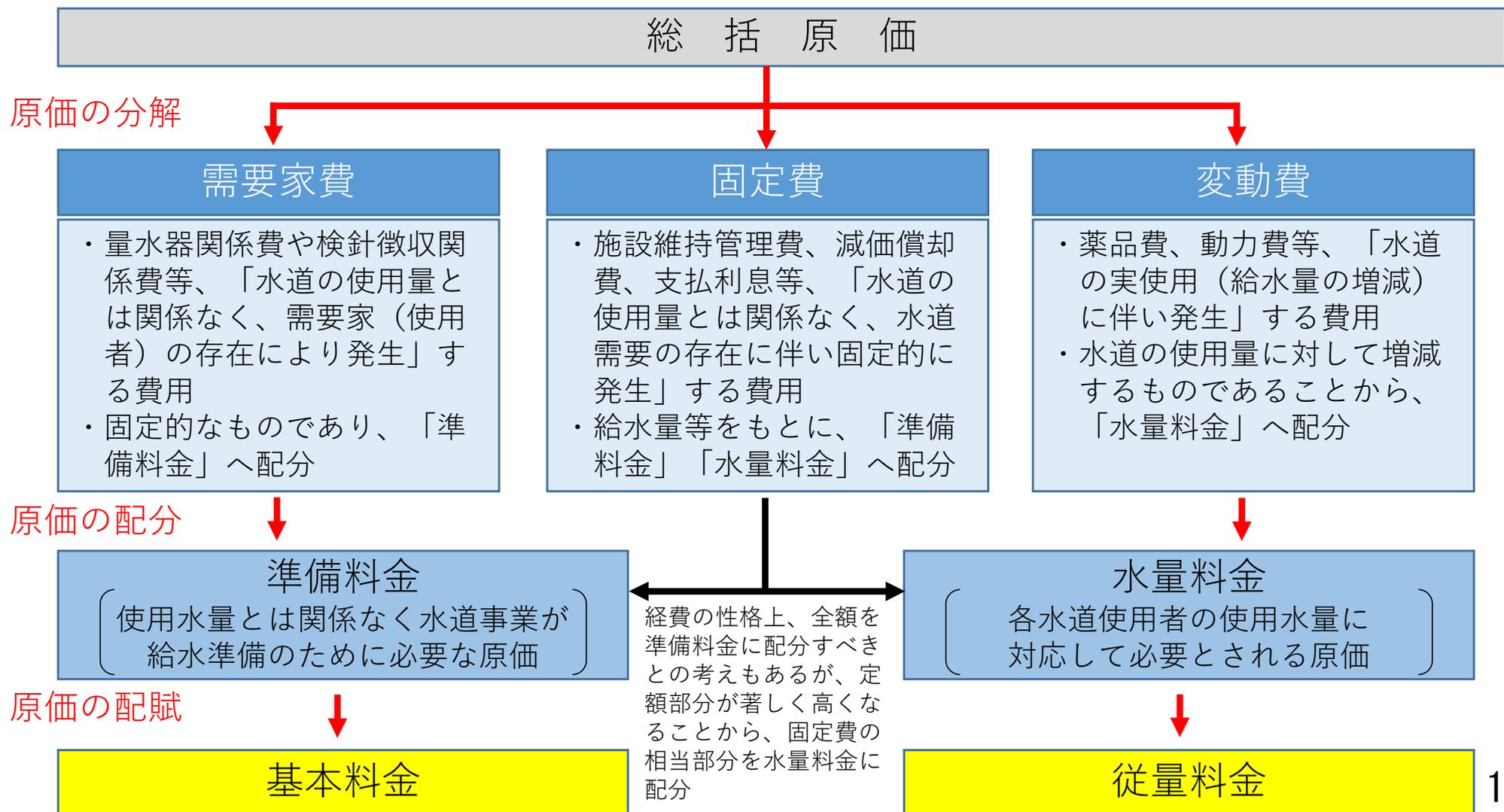
《参考》 現行の上下水道料金は5,390円（水道:2,959円、下水:2,431円）

	下水	15.97% (単価155円)	19.71% (単価160円)	23.45% (単価165円)
①口径13ミリ 1か月20m ³ 使用税込みの場合	8.91% (企業債1.5億減)	水道:3,222円 (+263円) 下水:2,819円 (+388円)	水道:3,222円 (+263円) 下水:2,910円 (+479円)	水道:3,222円 (+263円) 下水:3,001円 (+570円)
水道:2,959円 下水:2,431円	9.43% (企業債2.0億減)	水道:3,238円 (+279円) 下水:2,819円 (+388円)	水道:3,238円 (+279円) 下水:2,910円 (+479円)	水道:3,238円 (+279円) 下水:3,001円 (+570円)

(注意) 改定率を直接料金に乗じているので改定後の料金はいくまで参考

●総括原価の分解と料金体系への配賦

- 基本となる料金体系を決定し、「総括原価」を性質ごとに区分（需要家費、固定費、変動費）した上で、個々のサービスの供給に基づく客観的な原価をもとに、政策的配慮に基づく料金体系の不明確性及び恣意性を極力排除して、各使用者群や使用水量へ配分する（個別原価主義）ことで、水道料金を算定する。



水道料金表

料金区分		基本料金	従量料金			
			第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
メーターの 口径及び用途	メーターの 口径					
	13ミリメートル	900円	10立方メートルまでの部分	10立方メートルを超え30立方メートルまでの部分	30立方メートルを超え100立方メートルまでの部分	100立方メートルを超える部分
	20ミリメートル	1,290円	1立方メートルにつき27円	1立方メートルにつき152円	1立方メートルにつき181円	1立方メートルにつき210円
	25ミリメートル	1,780円				
	30ミリメートル	2,210円				
	40ミリメートル	5,150円	30立方メートルまでの部分	30立方メートルを超え100立方メートルまでの部分	100立方メートルを超える部分	1立方メートルにつき210円
	50ミリメートル	9,230円	1立方メートルにつき152円	1立方メートルにつき181円		
	75ミリメートル	17,270円				
	100ミリメートル	29,150円				
	125ミリメートル	44,990円				
150ミリメートル	64,070円					
200ミリメートル	111,480円					
用途	公衆浴場用	7,300円	100立方メートルを超える部分 1立方メートルにつき100円			
	私設消火栓		使用時間10分までごとに2,000円			

【宮崎市】下水道使用料表

現行				
種類	区分	汚水量	金額	
一般 汚水	基本使 用料		750円	
	従量使 用料	10立方メートルまで の部分	1立方メートルにつき	20円
		10立方メートルを超 え30立方メートルま での部分	1立方メートルにつき	126円
		30立方メートルを超 え100立方メートルま での部分	1立方メートルにつき	164円
		100立方メートルを超 え500立方メートルま での部分	1立方メートルにつき	197円
		500立方メートルを超 え1,000立方メートル までの部分	1立方メートルにつき	210円
		1,000立方メートルを 超える部分	1立方メートルにつき	235円
浴場 業汚 水及 び温 泉水 汚水	従量使 用料		1立方メートルにつき 22円	
備考				
<p>(1) 一般汚水とは、浴場業汚水及び温泉水汚水以外のものをいう。</p> <p>(2) 浴場業汚水とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の許可を受けた一般公衆浴場（宮崎市公衆浴場法施行条例（平成24年条例第15号）第2条第1号に規定する一般公衆浴場をいう。）から排除された汚水をいう。</p> <p>(3) 温泉水汚水とは、前号の許可を受けた特殊公衆浴場（宮崎市公衆浴場法施行条例第2条第2号に規定する特殊公衆浴場をいう。）であって、温泉法（昭和23年法律第125号）第15条第1項の許可を受けたものから排除された汚水をいう。</p>				